

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施規程

1 目的

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施要領 5 及び 6 の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 対象となる活動

次の 6 部門の内容例を参考に、いずれかの部門を選択する。

A 女性地域社会参画部門（個人）

地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等
を中長期に渡り積極的に実施している個人（女性）の取組

- ・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消等、漁業環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
- ・その他、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動

B 女性地域社会参画部門（組織）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等の中長期にわたり積極的に実施している組織・団体等の取組。

- ・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消等、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
- ・その他、女性が地域社会参画に向けて取り組む諸活動

C 女性登用・組織参画部門

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、積極的に役員等への女性の登用や育成、その他の女性の活躍推進に取り組む個人（性別不問）や団体・組織（農業協同組合、土地改良区、JA女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への女性登用の取組を含む。）、森林組合、漁業協同組合、女性組織、その他団体・組織）の取組。

D 女性優良ビジネス部門

女性が農業、林業又は水産業の経営の中核を担い、経済的・社会的に優れた成果をあげている個人（女性）又は団体・組織の取組（必ずしも女性が農地法・会社法等上の代表である必要はない。）。

E 女性新規事業・チャレンジ部門

女性ならではのアイデアに基づく新規事業の実施や自身の経営・活動のステップアップに向けて挑戦する概ね 5 年以内の個人（女性）又は団体・組織の取組。団体・組織にあっては、構成員に女性が含まれているものとする。

- ・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動

- ・これまで女性が携わることの少ない、あるいは携わることがなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画活動
- ・地域の農林水産業をリードすることが期待される若手女性の取組
- ・その他、農林水産業の発展や地域の振興・活性化に向けて取り組む諸活動 等

F 女性活躍応援・次世代育成支援部門

農林水産分野における女性の新規就業や活躍を応援・支援する個人（性別不問）や団体・組織（行政機関を含む。）の取組。

- ・女性の新規就業に関する研修等各種支援
- ・女性の経営参画に向けた各種支援
- ・女性の経営力向上に向けた研修等の実施
- ・女性が働きやすい環境の整備（農業経営体における女性が働きやすい就業条件や施設・設備の整備の取組を含む。）
- ・女性活躍に向けた気運醸成や、性別等に関するバイアス（思い込み）の解消に資する取組 等

※ 推薦した部門以外での表彰がふさわしいと判断された場合には、当該部門での表彰となる場合がある。

3 提出書類

（１）全部門（C 女性登用・組織参画部門を除く）

- ① 個人または団体の概況（別紙様式 1－1、1－2）
- ② 個人は構成員名簿（家族構成表）（別紙様式 2）、団体・組織は役員名簿（任意形式）
- ③ 地域の概況（別紙様式 3）
- ④ 過去 5 年分又は事業開始後 5 年未満の場合は事業開始年度以降の損益計算書及び貸借対照表（「D. 女性優良ビジネス部門」及び「E. 女性新規事業・チャレンジ部門」は必須）
- ⑤ 市町村長等による推薦理由書（別紙様式 4）
- ⑥ 活動報告書（参考様式）
- ⑦ その他別添資料（その他の参考資料）
- ⑧ 地方公共団体・農林漁業関係団体等は、「被推薦者に対して行った支援内容等」（別紙様式 5）

（２）C 部門女性登用・組織参画部門に係る事案

- ① 市町村長等から推薦する場合は、「市町村長等による推薦理由書（女性登用・組織参画部門）」（別紙様式 6）
※被推薦者（団体・組織）が「市町村長等」に含まれる場合においても必ず別紙様式 6 を提出してください。
- ② （ア）推薦調書（別紙様式 7－1）＊個人、団体・組織共通
（イ）女性登用に関する取組実績（被推薦者の属性及び取組内容により以下の様式を選択。）
・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「農

林漁業関係協同組合」の場合…別紙様式 7-2

- ・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「農業委員会」の場合…別紙様式 7-3
- ・被推薦者（個人、団体・組織）が女性登用・組織参画に取り組んだ組織が「女性組織、その他団体・組織」の場合…別紙様式 7-4

4 審査方法

- (1) 審査は、別表に掲げる者で構成する審査会で行うものとする。
- (2) 審査会の審査長は熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課長を充てる。
- (3) 審査を適正かつ円滑に行うため、部会審査会をおく。部会審査会は、部会審査長及び部会審査員、専門審査員で構成する。
- (4) 部会審査長は、必要と認めるときは、補助者を選任することができる。
- (5) 審査会及び部会審査会等は、必要に応じて審査長が召集する。
- (6) 審査は書類審査とし、部会審査会で熊本県知事賞候補を決定した後、審査会において熊本県知事賞を決定する。
- (7) 審査長は、各部会審査長から報告された審査結果について審議を行い、必要に応じて現地審査を実施し、選賞及び全国表彰事業推薦の個人又は団体を選定する。

5 審査基準

別添 1 「熊本県農山漁村女性活躍表彰審査基準」のとおり

6 被表彰者の選定

審査会において、原則として、各部門の 1 位の個人又は団体を「熊本県知事賞」候補、その他を「奨励賞」候補として選定する。

7 全国表彰事業への推薦

部会審査会においては、農山漁村男女共同参画推進協議会主催の「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体を、各部門の業種毎に選定することができる。「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法については別に定める。

8 その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法

1 目的

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施規程 7 の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する個人又は団体の選定方法

部会審査会において、「農山漁村女性活躍表彰」への推薦の妥当性を、「農山漁村女性活躍表彰」の審査基準等に照らし合わせて審査し、妥当と判断された場合に、「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する。なお、同一部門の同一業種に複数の推薦があり、妥当と判断された個人又は団体が複数いる場合は、採点表による得点が最も高い個人又は団体を「農山漁村女性活躍表彰」へ推薦する。